

第3期障がい者基本計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

<b>第1節 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の策定の経過	
5 計画の進行管理と達成状況の点検・評価	
<b>第2節 地域の現状</b> .....	<b>6</b>
1 障がいのある人の状況	
(1) 総人口に占める障がいのある人の割合	
(2) 身体障がいのある人の状況	
(3) 知的障がいのある人の状況	
(4) 精神障がいのある人の状況	
(5) 難病等患者の状況	
2 自立支援医療の状況	
(1) 更生医療・育成医療	
(2) 精神通院医療	
<b>第3節 計画の基本理念と計画の方針、具体的な施策</b> .....	<b>16</b>
1 計画の基本理念	
2 計画の方針と具体的な施策	
<b>第4節 障がい福祉サービスの利用状況と必要な見込量</b> .....	<b>25</b>
1 自立支援給付サービス等の利用状況と必要な見込量	
(1) 訪問系サービス	
(2) 日中活動系サービス	
(3) 居住系サービス	
(4) 計画相談支援	
(5) 障がい児支援に関するサービス	
2 地域生活支援事業の利用状況と必要な見込量	
(1) 必須事業	
(2) 任意事業	
(3) その他の事業	

<b>第5節 成果目標（令和5年度）とその施策</b> .....	35
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
4 福祉施設から一般就労への移行等	
5 障がい児支援の地域支援体制の整備等	
6 相談支援体制の充実強化等	
7 障がい福祉サービス等の向上を図るための取組に係る体制の構築	
<b>第6節 資料編</b> .....	42
1 用語解説	
2 計画策定専門部会 名簿	
3 地域自立支援協議会 名簿	

# 第1節 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

国の障がい保健福祉施策は、平成15年度に障がいのある人の自己決定を尊重するため、これまでの措置制度から障がい者自らが事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度が導入され、平成16年の障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正では、市町村において「障害者計画（障害者基本計画）」の策定が定められました。平成18年度には、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に改正）において、市町村に対して「障害福祉計画」の策定が定められました。さらに、平成30年度からは児童福祉法により、「障害児福祉計画」の策定が定められました。

本市では、法に基づき、「障がい者基本計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を定めています。

## 2 計画の位置づけ

障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針を定めた計画です。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第30条の20の規定に基づく、障がい児通所支援の提供体制の確保、その他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

各計画の策定にあたっては、各計画と調和が保たれています。

## 3 計画の期間

第3期障がい者基本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

H18～ H20	H21～ H23	H24～ H26	H27～ H29	H30～ R2	R3～ R5	R6～ R8	R9～ R11
第1期 障害福祉 計画	第2期 障害福 祉計画	第3期 障害福 祉計画	第4期 障害福 祉計画	第5期 障害福祉 計画	第6期 障害福祉 計画(未)	第7期 障害福祉 計画(未)	第8期 障害福祉 計画(未)

## 4 計画の策定の経過

今回の計画を策定するにあたり、障がいのある人の生活実態の把握と、市民の意識調査を行うため、障がいのある人を対象とした「障がい者アンケート調査」と一般市民を対象とした「市民意識調査」を実施しました。

また、杵築市地域自立支援協議会において、計画策定部会を設置し、計画の素案を作成し、同協議会にて計画の審議を行いました。最終的にパブリックコメントを実施し、計画の策定に至りました。

### 〈アンケート調査概要〉

#### ○障がい者アンケート調査

調査時期 令和5年1月

調査対象者 杵築市に在住し、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している方のうち、無作為抽出により1,000名を調査対象としました。

調査方法 郵送により配布・回収を行いました。

配布数・回答数

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000名	433名	43.3%

#### ○市民意識調査

調査時期 令和5年1月

調査対象者 杵築市に在住している方のうち、無作為抽出により500名を調査対象としました。

調査方法 郵送により配布・回収を行いました。

配布数・回答数

配布数	有効回答数	有効回答率
500名	191名	38.2%

#### \*調査結果における注意点

1. 障がい者アンケート調査及び市民意識調査の各結果において、グラフ中の「N=」は、回答結果の割合「%」を計算する時の母数となる有効サンプル数を示しています。
2. 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を少数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
3. 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢後との有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

〈地域自立支援協議会並びに計画策定部会の開催内容〉

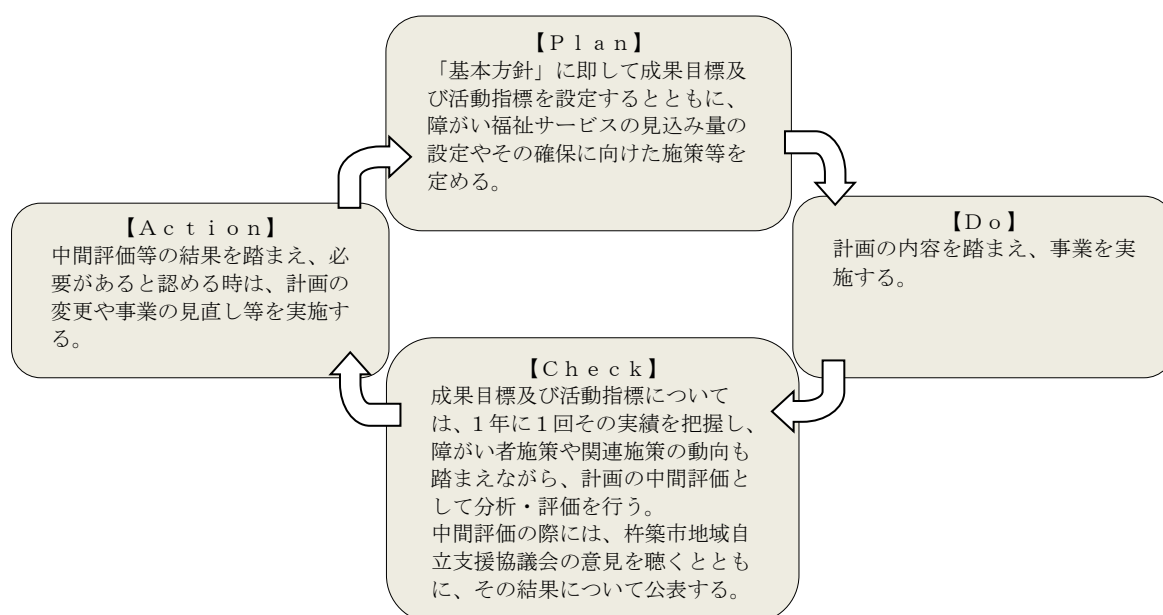
名称	開催日	議事内容
令和4年度 第1回地域自立支援協議会	令和4年12月16日	計画策定専門部会部会員選出
第1回計画策定専門部会	令和5年2月13日	計画に記載する障がい福祉サービスの供給量について協議
令和5年度 第1回地域自立支援協議会	令和5年6月1日	計画策定のスケジュールについて審議
第1回計画策定専門部会	令和5年7月31日	計画策定手順について協議
第2回計画策定専門部会	令和5年8月28日	計画の更新内容について協議
地域自立支援協議会（書面）	令和5年9月12日	計画の更新について中間報告と意見聴取
第3回計画策定専門部会	令和5年11月13日	計画の更新内容について最終協議

## 5 計画の進行管理と達成状況の点検・評価

国の基本指針では、計画に定める事項について定期的な調査、分析評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとされています。このため、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要な場合には適切な見直しを行います。また、本計画の進行管理及び達成状況の点検・評価については、杵築市地域自立支援協議会に報告することにより行います。

地域の障がい福祉サービス等の充実を図るため、今後、計画の目標達成状況、事業の進捗状況についての点検、分析評価を行い、定期的に、杵築市地域自立支援協議会にて報告を行います。なお、必要があると認めるときは、計画の変更や、事業の見直し等の措置を講じる事が出来るものとします（PDCAサイクル）。

各計画におけるPDCAサイクル



## 第2節 地域の現状

### 1 障がいのある人の状況

#### (1) 総人口に占める障がいのある人の割合

本市の総人口は令和5年3月31日現在27,054人です。そのうち身体、知的、精神の各障がい者手帳を持つ人を合わせた数は、2,008人(7.4%)で、令和元年度から令和4年度にかけて172人減少しています。

身体障がい者手帳所持者は、令和元年度から人口減少に併せて199人減少しており、総人口に対する所持率(C/A)も0.4ポイント減少しています。

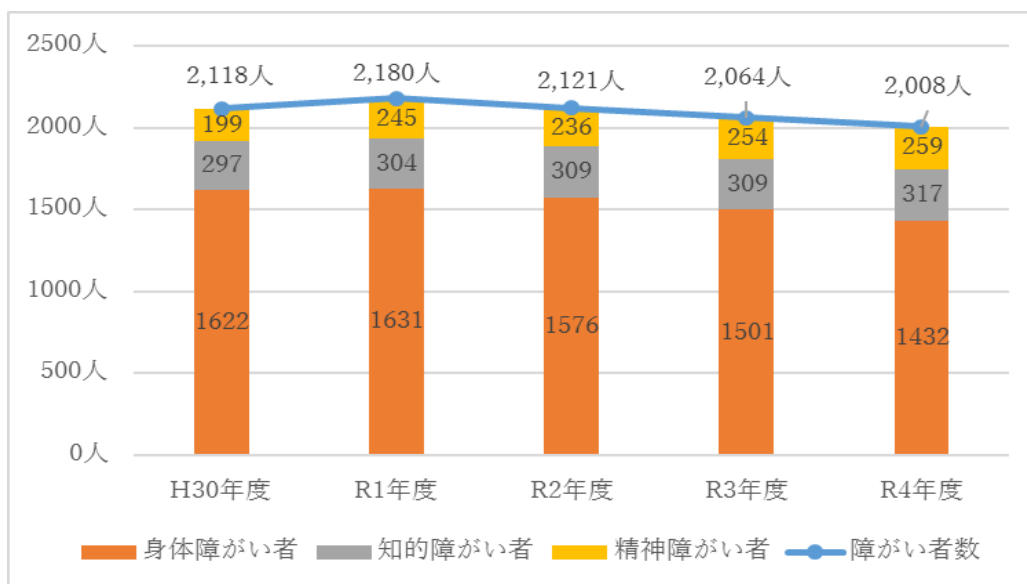
療育手帳及び精神保健福祉手帳の所持者は、人口減少渦にありながら、令和2年度から微増していることから、所持率(D/AおよびE/A)も微増しています。

障がいのある人の数(各手帳所持者数)の推移

項目 / 年度		H30	R1	R2	R3	R4
総人口(A)		29,241人	28,687人	28,014人	27,488人	27,054人
障がい者数(B)		2,118人	2,180人	2,121人	2,064人	2,008人
身体障がい者	数(C)	1,622人	1,631人	1,576人	1,501人	1,432人
	率(C/A)	5.5%	5.7%	5.6%	5.5%	5.3%
知的障がい者	数(D)	297人	304人	309人	309人	317人
	率(D/A)	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%
精神障がい者	数(E)	199人	245人	236人	254人	259人
	率(E/A)	0.7%	0.9%	0.8%	0.9%	1.0%
障がい者の割合(B/A)		7.2%	7.6%	7.6%	7.5%	7.4%
増加数(障がい者数)			62	△59人	△57人	△56人

出典：福祉事務所資料

障がいのある人の数（各手帳所持者数）の推移



## （２）身体障がいのある人の状況

身体障がいのある人の数は平成30年度の1,622人より減少し、令和4年度には1,432人となっています。

主な障がいの部位別の推移を構成比で見ると、大きな変化はありません。令和4年度の年齢階層をみると、「～17歳」19人、「18～64歳」265人、「65歳～」1,148人と「65歳～」が最も多く全体の80.2%を占めています。

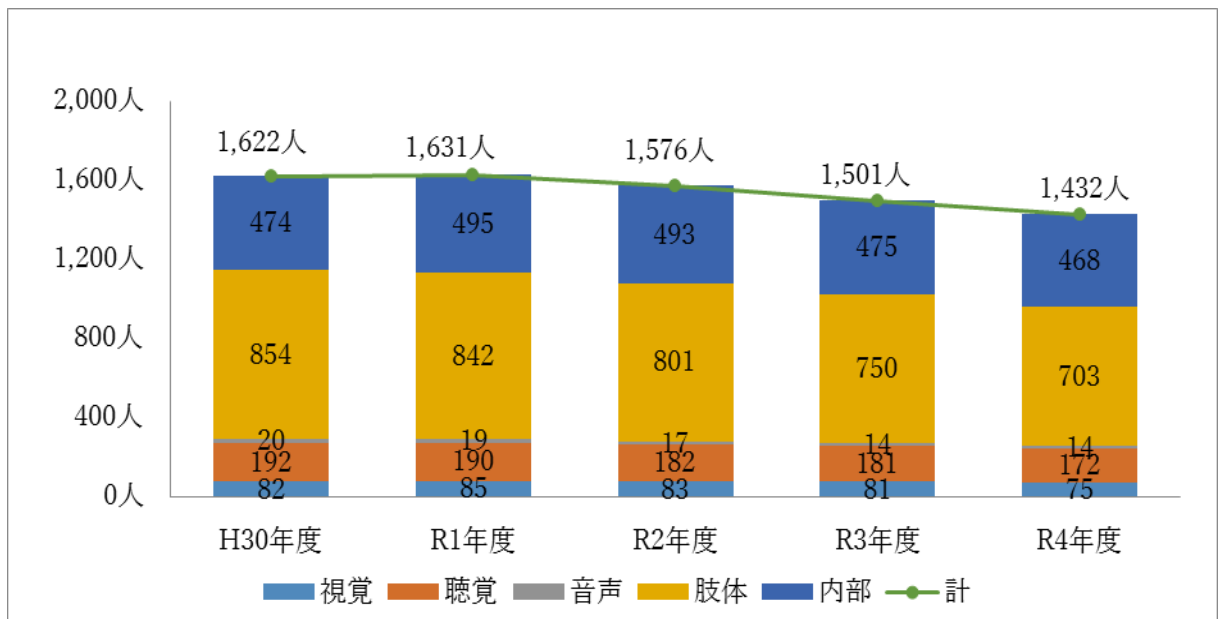
また、障がいの程度別では1級が396人で最も多くなっており、1級・2級の重度障がい者が全体の4割以上を占めています。

身体障がい者手帳交付の推移（主な障がいの種類別）（単位：人）

	部位別	視覚	聴覚	音声	肢体	内部	計
平成30年度 1,622人	合計	82	192	20	854	474	1622
	%	5.1	11.8	1.2	52.7	29.2	100%
	～17歳	0	3	0	9	3	15
	18～64	15	27	8	197	92	339
	65～	67	162	12	648	379	1,268
令和元年度 1,631人	合計	85	190	19	842	495	1631
	%	5.2	11.5	1.6	51.5	30.2	100%
	～17歳	0	3	0	10	3	16
	18～64	15	26	7	191	91	330
	65～	70	161	12	641	401	1,285



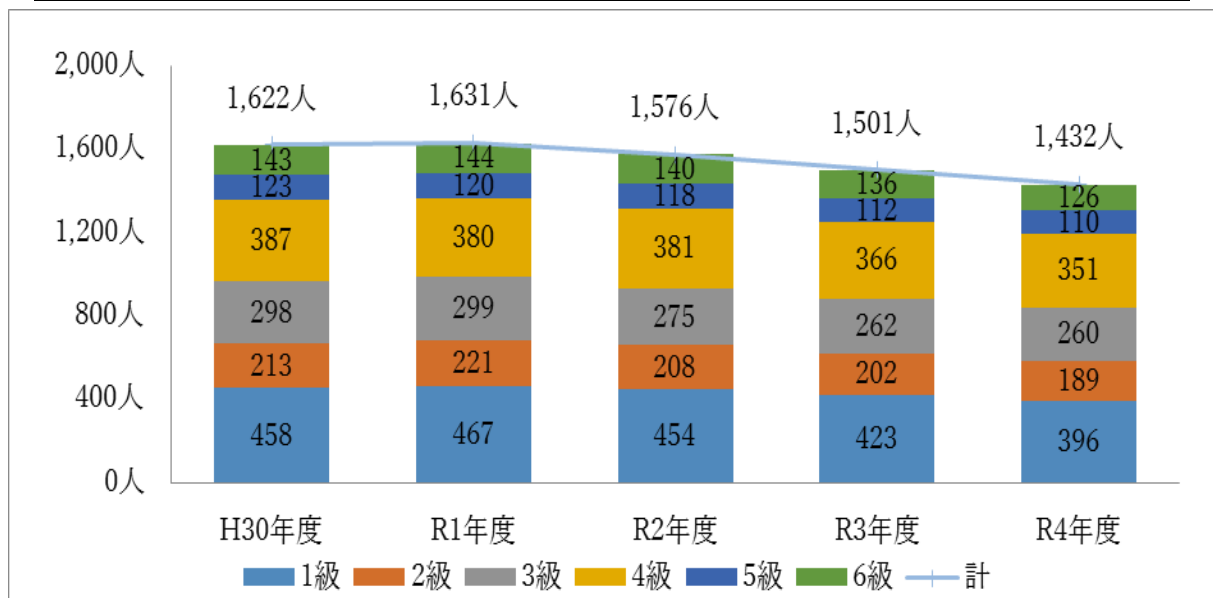
令和2年度 1,576人	合計	83	182	17	801	493	1,576
	%	5.3%	11.6%	1.1%	50.1%	31.3%	100%
	～17歳	0	3	0	12	3	18
	18～64	12	26	6	174	86	304
	65～	71	153	11	615	404	1,254
令和3年度 1,501人	合計	81	181	14	750	475	1,501
	%	5.4%	12.1%	0.9%	50.0%	31.7%	100%
	～17歳	0	2	0	13	2	17
	18～64	9	27	5	157	84	282
	65～	72	152	9	580	389	1,202
令和4年度 1,432人	合計	75	172	14	703	468	1,432
	%	5.2%	12.0%	1.0%	49.1%	32.7%	100%
	～17歳	0	2	0	14	3	19
	18～64	7	27	5	145	81	265
	65～	68	143	9	544	384	1,148



身体障がい者手帳交付の推移（主な障がいの等級別）（単位：人）

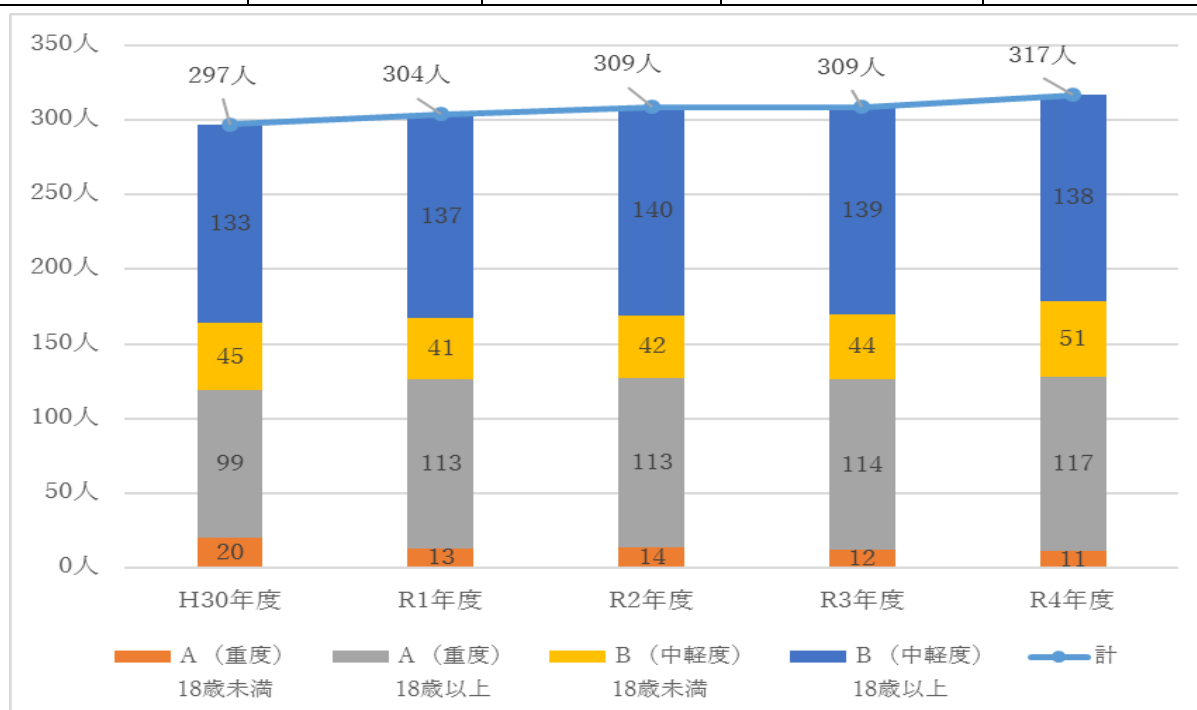
	級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成30年度 1,622人	合計	458	213	298	387	123	143	1,622
	%	28.2%	13.1%	18.4%	23.9%	7.6%	8.8%	100%
	～17歳	5	6	0	1	1	2	15
	18～64	105	58	51	60	39	26	339
	65～	348	149	247	326	83	115	1,268

	級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
令和元年度 1,631 人	合計	467	221	299	380	120	144	1,631
	%	28.6%	13.5%	18.3%	23.3%	7.4%	8.8%	100%
	～17 歳	5	7	0	1	1	2	16
	18～64	99	60	50	60	34	27	330
	65～	363	154	249	319	85	115	1,285
	級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
令和2年度 1,576 人	合計	454	208	275	381	118	140	1,576
	%	28.8%	13.2%	17.4%	24.1%	7.9%	8.9%	100%
	～17 歳	6	7	1	0	2	2	18
	18～64	93	55	45	57	31	23	304
	65～	355	146	229	324	85	115	1,254
	級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
令和3年度 1,501 人	合計	423	202	262	366	112	136	1,501
	%	28.1%	13.4%	17.5%	24.4%	7.5%	9.1%	100%
	～17 歳	5	7	1	0	2	2	17
	18～64	85	55	40	51	29	22	282
	65～	333	140	221	315	81	112	1,202
	級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
令和4年度 1,432 人	合計	396	189	260	351	110	126	1,432
	%	27.7%	13.2%	18.2%	24.5%	7.7%	8.8%	100%
	～17 歳	6	8	1	0	2	2	19
	18～64	78	53	43	49	26	16	265
	65～	312	128	216	302	82	108	1,148



療育手帳交付の推移（障がいの程度別）（単位：人）

		A	B	計
平成30年度	合計(人)	119	178	297
	%	40.1%	59.9%	100.0%
	～17歳	20	45	65
	18歳～	99	133	232
令和元年度	合計(人)	126	178	304
	%	41.4%	58.6%	100.0%
	～17歳	13	41	54
	18歳～	113	137	250
令和2年度	合計(人)	127	182	309
	%	41.1%	58.9%	100.0%
	～17歳	14	42	56
	18歳～	113	140	253
令和3年度	合計(人)	126	183	309
	%	40.1%	59.9%	100.0%
	～17歳	12	44	56
	18歳～	114	139	253
令和4年度	合計(人)	128	189	317
	%	40.4%	59.6%	100.0%
	～17歳	11	51	62
	18歳～	117	138	255

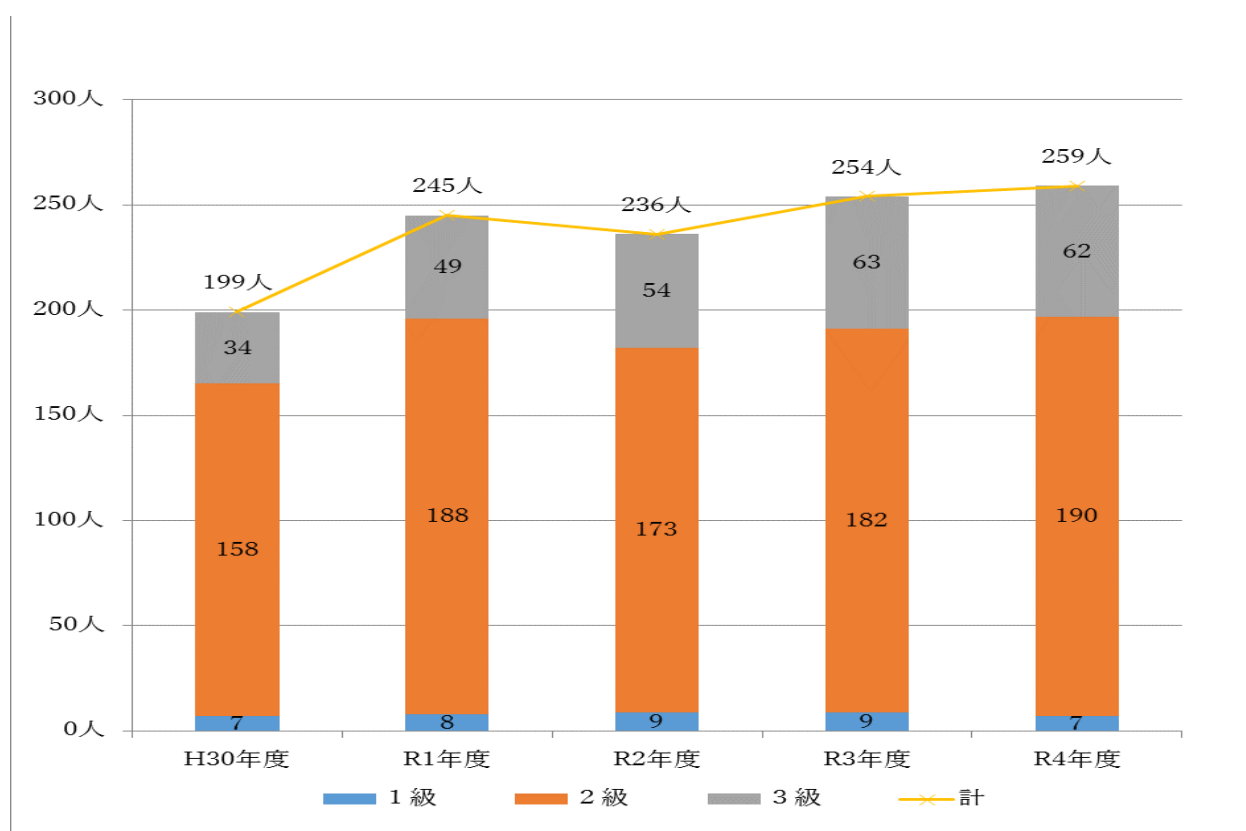


#### (4) 精神障がいのある人の状況

精神障がいのある人の数は、平成30年度では199人であったのに対し、令和4年度では259名と60名増加しています。障がいの程度別では、1級はほぼ横ばいである一方、2級や3級で年度によりばらつきはみられますが、おおむね増加の傾向にあります。

精神保健福祉手帳交付の推移（障がいの程度別）（単位：人）

	1級	2級	3級	合計
平成30年度	7	158	34	199
	3.5%	79.4%	17.1%	100.0%
令和元年度	8	188	49	245
	3.3%	76.7%	20.0%	100.0%
令和2年度	9	173	54	236
	3.8%	73.3%	22.9%	100.0%
令和3年度	9	182	63	254
	3.5%	71.7%	24.8%	100.0%
令和4年度	7	190	62	259
	2.7%	73.4%	23.9%	100.0%



## (5) 難病等患者の状況

原因不明で療法が確立していない難病のうち、国が指定した 333 疾病の特定医療費（指定難病）支給認定事業の受給者数は、杵築市では 265 人です。平成 25 年 4 月より、難病は障害者総合支援法の対象となっています。

特定医療費（指定難病）支給認定事業の受給者数

病名	人数	病名	人数
肺動脈性肺高血圧症	2	多発性嚢胞腎	4
サルコイドーシス	11	悪性関節リウマチ	3
潰瘍性大腸炎	39	ハンチントン病	1
多系統萎縮症	4	ミトコンドリア病	1
原発性胆汁性胆管炎	3	多発性硬化症／視神経脊髄炎	6
網膜色素変性症	7	進行性核上性麻痺	2
シェーグレン症候群	6	原発性免疫不全症候群	1
自己免疫性肝炎	2	前頭側頭葉変性症	2
全身性エリテマトーデス	6	もやもや病	8
特発性大腿骨頭壊死症	3	IgA 腎症	2
広範脊柱管狭窄症	4	特発性拡張型心筋症	4
パーキンソン病	33	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1
特発性間質性肺炎	5	天疱瘡	1
全身性強皮症	1	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	2
後縦靭帯骨化症	9	神経線維腫症	3
バージャー病	2	脊髄空洞症	1
混合性結合組織病	4	再生不良性貧血	2
膿疱性乾癬(汎発型)	2	球脊髄性筋萎縮症	2
皮膚筋炎／多発性筋炎	11	筋ジストロフィー	1
大脳皮質基底核変性症	1	オスラー病	1
クローン病	10	筋萎縮性側索硬化症	1
好酸球性副鼻腔炎	7	原発性硬化性胆管炎	1
全身性アミロイドーシス	4	高安動脈炎	1
ベーチェット病	6	肺胞低換気症候群	1
強直性脊椎炎	1	バッド・キアリ症候群	1
下垂体性ADH分泌異常症	2	自己免疫性溶血性貧血	1
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1
特発性血小板減少性紫斑病	7	顕微鏡的多発血管炎	2
下垂体前葉機能低下症	4	一次性ネフローゼ症候群	1
重症筋無力症	5	アジソン病	1
ラスマッセン脳炎	1		
		合計	265

保健所年報より(令和5年3月31日現在)

## 2 自立支援医療の状況

障がいに係る公費負担医療は、平成18年4月より自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）として手続きや負担の仕組み等を共通化して実施されています。

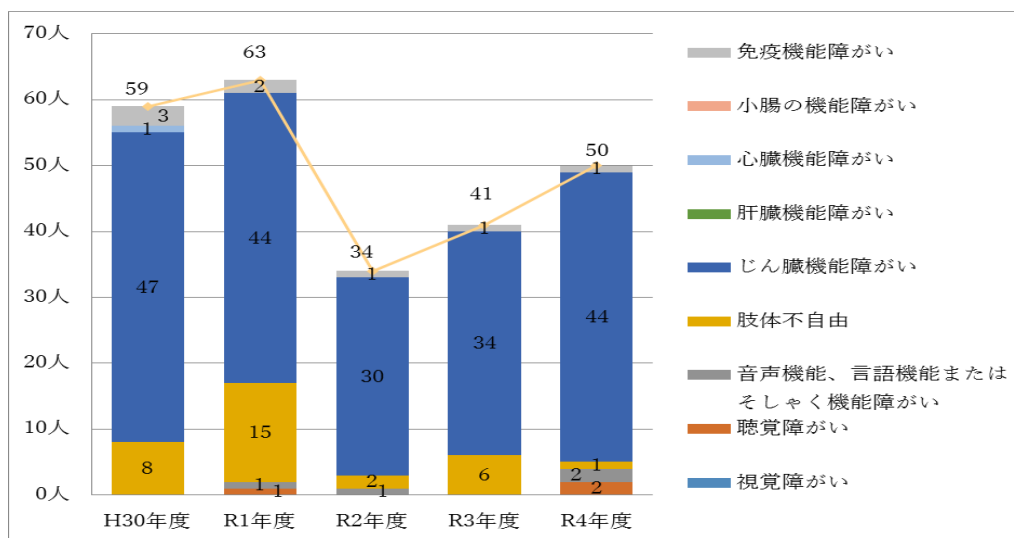
### （1）更生医療・育成医療

身体障がい者手帳所持者で、障がいを軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善することを目的として行われる医療です。18歳以上が更生医療、18歳未満が育成医療の対象となります。

本市においては、令和4年度において、更生医療の受給者が50人、育成医療の受給者が6人となっています。

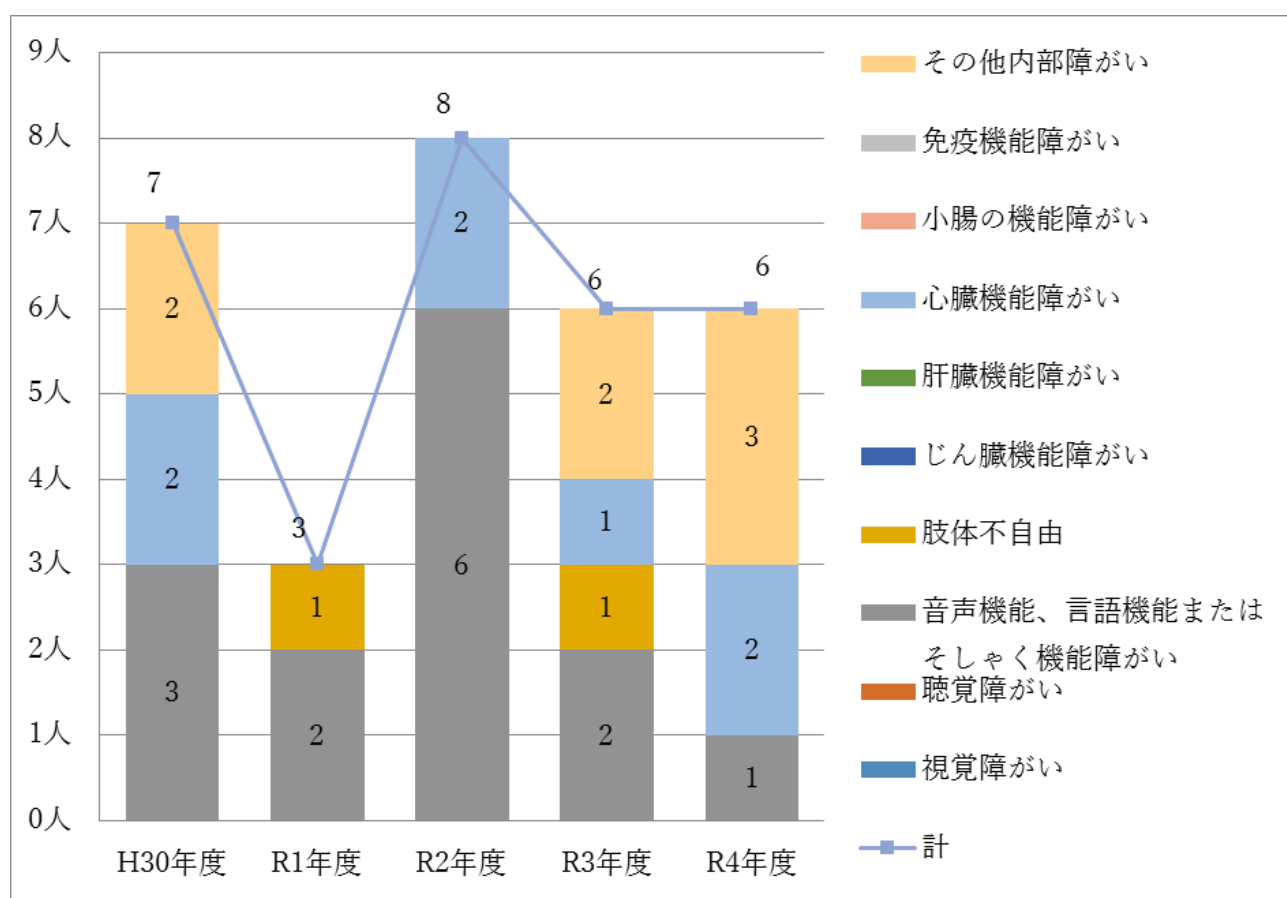
自立支援医療（更生医療）受給者数

区分 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4
視覚障がい	0	0	0	0	0
聴覚障がい	0	1	0	0	2
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい	0	1	1	0	2
肢体不自由	8	15	2	6	1
じん臓機能障がい	47	44	30	34	44
肝臓機能障がい	0	0	0	0	0
心臓機能障がい	1	0	0	0	0
小腸の機能障がい	0	0	0	0	0
免疫機能障がい	3	2	1	1	1
計(人)	59	63	34	41	50



自立支援医療（育成医療）利用者の推移

区分 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4
視覚障がい	0	0	0	0	0
聴覚障がい	0	0	0	0	0
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい	3	2	6	2	1
肢体不自由	0	1	0	1	0
じん臓機能障がい	0	0	0	0	0
肝臓機能障がい	0	0	0	0	0
心臓機能障がい	2	0	2	1	2
小腸の機能障がい	0	0	0	0	0
免疫機能障がい	0	0	0	0	0
その他内部障がい	2	0	0	2	3
計(人)	7	3	8	6	6

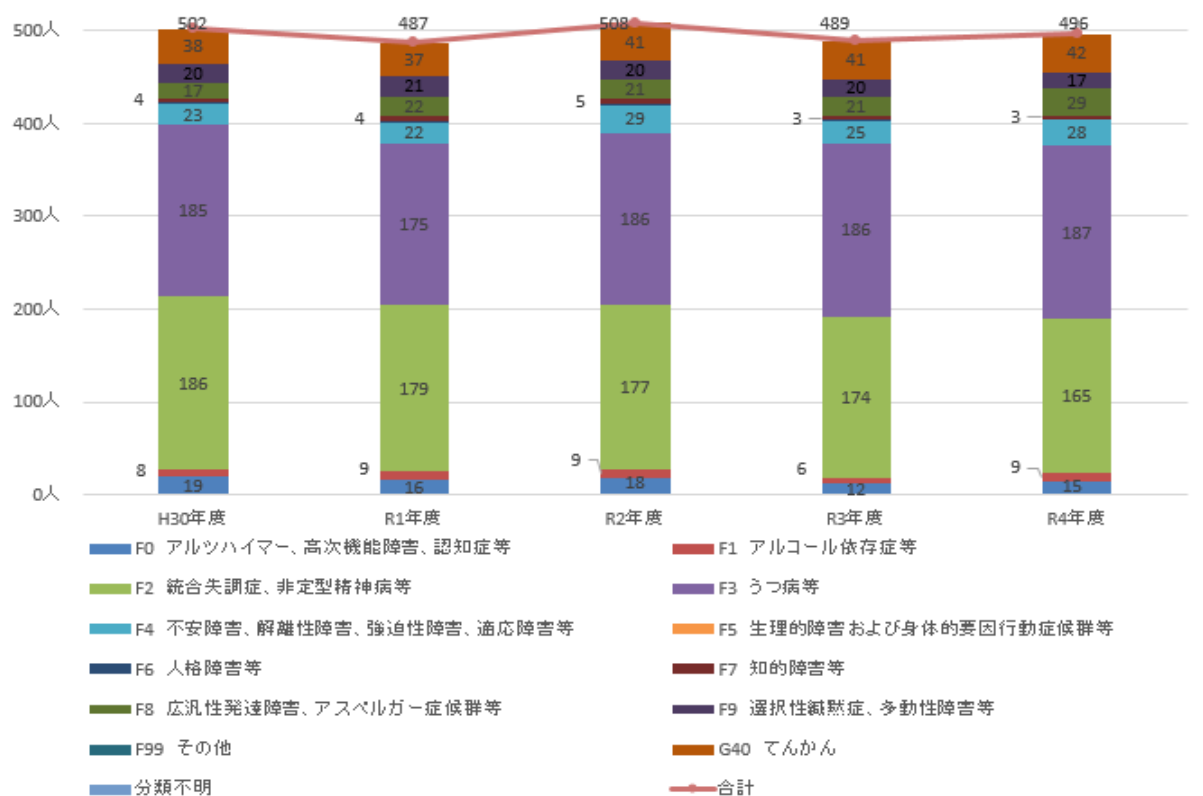


## (2) 精神通院医療

精神障がいがあり、継続して精神科に通院している人が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。年々受給者が増加しており、令和2年度からは2年間で17人増加しています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数 (単位：人)

病名 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4
F0 アルツハイマー、高次機能障害、認知症等	19	16	18	12	15
F1 アルコール依存症等	8	9	9	6	9
F2 統合失調症、非定型精神病等	186	179	177	174	165
F3 うつ病等	185	175	186	186	187
F4 不安障害、解離性障害、強迫性障害、適応障害等	23	22	29	25	28
F5 生理的障害および身体的要因行動症候群等	0	0	0	0	0
F6 人格障害等	2	2	2	1	1
F7 知的障害等	4	4	5	3	3
F8 広汎性発達障害、アスペルガー症候群等	17	22	21	21	29
F9 選択性緘黙症、多動性障害等	20	21	20	20	17
F99 その他	0	0	0	0	0
G40 てんかん	38	37	41	41	42
分類不明	0	0	0	0	0
合計	502	487	508	489	496





# 第3節 計画の基本理念と計画の方針、具体的な施策

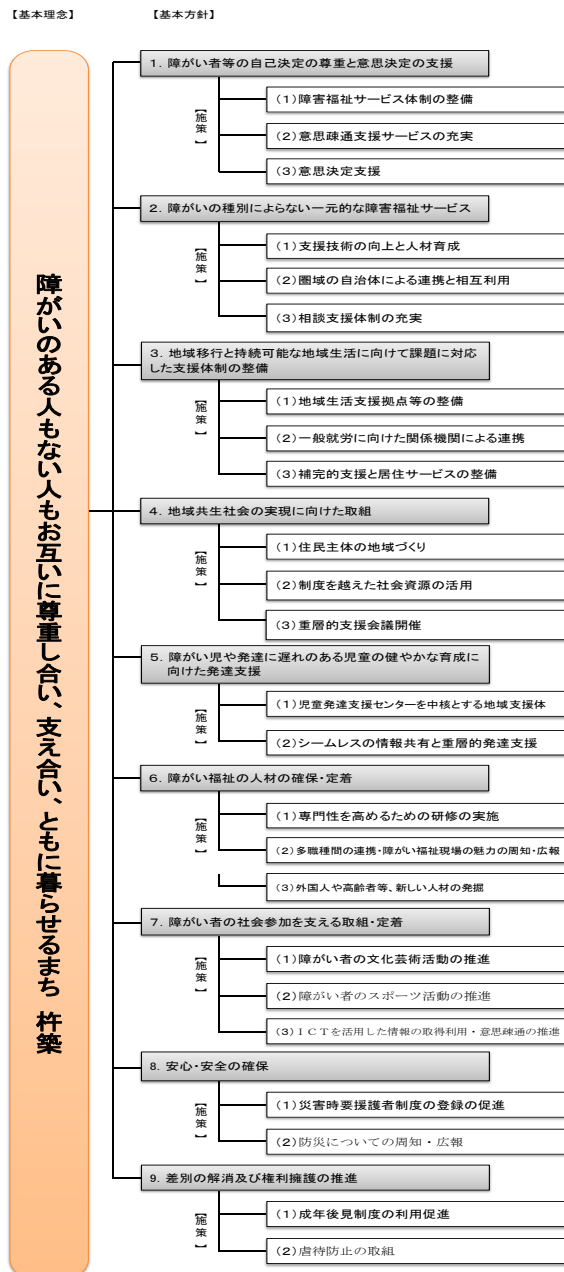
## 1 計画の基本理念

障がいのある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合い、ともに暮らせるまち 杵築

障害者総合支援法第1条の2に掲げる基本理念、国の基本指針、過去の計画を踏まえたうえで、次の事項に配慮して、「第3期杵築市障がい者基本計画」及び「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」を作成します。

## 2 計画の方針と具体的な施策

基本理念をもとに、9つの計画の方針と具体的な施策を以下のとおり設定します。



## (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

### 【現状と課題】

障がい福祉サービスの利用者は、全体的に増加傾向にあります。（第4節）

今回の障がい者アンケートでも、今後サービスを使いたいと考える方の割合が多く、福祉サービスのさらなる充実が必要です。特に手話通訳等、聴覚に障害のあるかたにとっては必須となるコミュニケーション支援の利用を希望する方が多いです。また、成年後見制度について制度を知らないと回答した割合が62.4%です。

### 【具体的な施策】

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスや、その他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### □市内における障がい福祉サービス体制の整備と質の確保

\*市民のニーズに応じた自立支援給付サービスや地域生活支援事業の整備

○自立支援給付サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、計画相談支援）

○地域生活支援事業（必須事業、任意事業、その他の事業）

○市内の障がい者施設の広報・周知

#### □手話通訳者の派遣や配置、手話奉仕員の養成による意思疎通支援サービスの充実

\*手話への理解の促進及び手話の普及、手話による情報発信及び情報取得、手話による円滑な意思疎通の支援に関する施策（杵築市手話言語条例に定めた施策の推進）

○意思疎通支援事業（地域生活支援事業）

○手話講習会開催助成事業（地域生活支援事業）

#### □障がい者の意思決定支援

\*障がい者の意思が適切に反映された日常生活や社会生活を可能とする意思決定支援

○「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」の運用

\*「親亡き後」に備え、障がい者のご家族等に対する成年後見制度の啓発と利用促進

○成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）

## (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

### 【現状と課題】

障がいのある人が必要なサービスを受けるために、障がい福祉サービスの充実と、相談支援体制の確立が必要になります。

障がい者アンケートでは、現在の生活での困りごとについて、「必要なサービスが受けられない」と回答したのが、4.2%。「相談できる人がいない」と回答したのが6.5%であり、一部においてサービスの提供が不足していることがわかりました。また、障がい福祉サービスが利用できる発達障がいや高次脳機能障害、難病の診断を受けた人がいることがわかりました。

### 【具体的な施策】

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって、18歳以上の者並びに障がい児が、地域で障がい福祉サービスを受けることができるように、障がい福祉サービスの充実と均てん化を図ります。また、発達障がいや高次脳機能障がい、難病のある人にも障がい福祉サービスの利用支援を図ります。

□研修や重層的支援会議等を通じた、様々な障がい等に対する支援技術の向上と人材育成

＊相談支援専門員等による発達障がいや高次脳機能障がい、難病等各種研修会（大分県）への参加

＊重層的支援会議（例月開催）での事例検討

□東部圏域の自治体による連携と、ニーズや障がいに応じた障がい福祉サービスの相互利用

＊個別支援会議（事業所）、事務担当者会議（市町村）、意見交換会（日出支援学校）の開催

＊YOU&あいサンフェスタを通じた東部圏域の自治体及び事業所による連携

□相談支援体制の充実

＊地域生活支援拠点の整備

＊基幹系相談支援センター、相談支援事業専門部会と連携した体制強化

【第5節3 地域生活支援拠点等有する機能の充実】

【第5節6 相談支援体制の充実・強化等】

### (3) 地域移行と持続可能な地域生活に向けて課題に対応した支援体制の整備

#### 【現状と課題】

障がい者アンケートでは、現在の生活での困りごとについて、「将来にわたる生活の場（住居）、施設があるか不安」と回答したのが、17.3%であり、将来の生活の場を心配する人が多いことがわかった。また、一般アンケートでも、半数近くの人が、市内に「入所施設」や「グループホーム」がもっと必要であると思っていることがわかりました。

また、自立した生活という観点において、障がい者アンケートで、「今後仕事をしたい」と回答したのが18.2%であり、就労意欲が高いことがわかりました。

#### 【具体的な施策】

障がい者等の自立の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現のため、地域生活支援の拠点づくり、住民自治協議会等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。特に入所等から地域生活の移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。

また、親亡き後を見据えた一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の場の提供や、緊急時の受入体制の確保、福祉人材の養成等を行う地域生活支援拠点の整備・運営を、基幹相談支援センターと連携して行っていきます。

#### □障がい者、その他高齢者や生活困窮者など多世代にわたる地域生活支援拠点等の整備

\*相談、体験の機会・場など、様々な機能を備えた包括型地域生活支援拠点の整備

【第5節3 地域生活支援拠点等の整備】

#### □一般就労に向けたハローワークや障がい者就業・生活支援センター等、関係機関による連携

\*福祉サービス利用者や離職者等の就労支援と農福連携による就業の場の確保

【第5節4 福祉施設から一般就労への移行等】

#### □障がい者の地域生活での自立を補完する支援と居住サービスの整備

\*見守りや相談等のソフト面とグループホームなど居住施設の整備

【第5節1 福祉施設の入所者の地域生活への移行】

【第5節2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

## (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

### 【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、地域の人々の理解と協力が不可欠です。

障がい者アンケートでは、「あなたは今、地域の人に支えられていると思うか」の問いに対し、「どちらかという、支えられているとは思わない」が16.9%、「支えられていない」が14.3%であり、多くの人が地域からの支えが不足していると感じていることがわかりました。

### 【具体的な施策】

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民による主体的な地域づくりを行います。また、市は、地域の実情に応じた制度の縦割りを越えた柔軟な共生型サービスの確保を図るとともに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組みます。

#### □住民自治協議会を中心とした住民主体の地域づくり

\* 地域住民の見守りや気づきによる早期発見と困りごとに対する早期支援の体制づくり

#### □地域の実情に応じた制度を越えた社会資源の活用

\* 介護保険サービス事業所等による障がい福祉サービスの提供、多世代交流の支援施設への転換

#### □多機関の協同による重層的支援会議の開催

\* 困難事例について、行政機関、社協、専門アドバイザーによる事例検討

## （５）障がい児や発達に遅れのある児童の健やかな育成に向けた発達支援

### 【現状と課題】

障がい児の支援に当たっては、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を身近な地域で提供する必要があります。

障がい者アンケートにおいて、「放課後に過ごす場所はどこか。」の問いに対し、「放課後等デイサービス」が37.5%と高い割合を占めていて、今後においても高い需要が見込まれます。

今後は、個々の障がい児やその家族の状況やニーズに応じて、気づきの段階からきめ細かく対応するとともに、障がい児に対する正しい理解の促進や保護者に対する相談機能の充実・強化を図る必要があります。

### 【具体的な施策】

障がい児及びその家庭に対して、障がいの疑いがある段階から身近な地域で生活できるように、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係者が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。

#### □児童発達支援センターを中核とする地域支援体制の構築

\*専門職の配置とサービスの質の向上に向けた取り組み

【第5節5 障がい児支援の提供体制の整備等】

#### □関係機関によるシームレスでの情報共有と重層的な発達支援

\*乳幼児期から成人まで一貫した支援のための相談支援ファイルの作成や個別支援会議の開催

【第5節5 障がい児支援の提供体制の整備等】

## (6) 障がい福祉の人材の確保・定着

### 【現状と課題】

障がい福祉サービスの利用者は、全体的に増加傾向にあります。(第4節)  
増加する需要に対し、適切なサービスの供給をするために、福祉人材の確保・定着が必要になります。

### 【具体的な施策】

各産業における人材不足が進み、また障がい者の重度化・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供し、障がい福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保・定着を図ることが必要です。

また、福祉現場における、ハラスメント対策や、ICT・ロボットの導入により、現場で働く職員の処遇改善や業務の効率化を図ります。

#### □専門性を高めるための研修の実施

\*専門職の配置とサービスの質の向上に向けた取り組み

【第5節5 障がい児支援の提供体制の整備等】

#### □多職種間の連携の推進及び障がい福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施

#### □外国人や高齢者等、新しい人材の発掘

\*関係機関と連携した取り組み

## (7) 障がい者の社会参加を支える取組・定着

### 【現状と課題】

障がい者の社会参加を実現するためには、文化活動やスポーツ活動の推進が有効です。障がい者アンケートにおいて、文化活動やスポーツを今後していきたいという割合が高かったです。しかし、スポーツに関しては、「身近に施設が無い」「できる協議が無い」ためスポーツに取り組むことができていない状況にあることがわかりました。

また、視覚・聴覚障がい者にとって、情報の取得にはICTによる広報媒体の活用が有効です。障がい者アンケートにおいて、「福祉サービスの情報入手先」の問いに対し、「本や新聞雑誌、テレビやラジオ」が33.0%。「広報誌等のパンフレット」が36.7%と高い割合を占めています。

### 【具体的な施策】

社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化芸術活動・スポーツの推進を図ります。また、市は、関係部署と連携し、ICTを活用した障がい者の方の情報の取得利用・意思疎通を推進します。

障がい者の文化芸術活動の推進

\*おおいた障がい者芸術文化支援センターとの連携した取り組み、障がい者芸術文化展の開催

障がい者のスポーツ活動の推進

\*大分県主催の障がい者スポーツ大会の連携した取り組みや、市民向けの広報

\*障がい者スポーツの環境整備

ICTを活用した情報の取得利用・意思疎通の推進

\*ICTを活用した視覚・聴覚障がいのある方への支援

## (8) 安心・安全の確保

### 【現状と課題】

地域社会において、安心安全な生活を送ることができるよう、障がいのある人に対する配慮がなされた防災対策の推進を図ることが必要です。障がい者アンケートにおいて、「災害時に一人で避難できるか」という問いに対し、「できない」と回答したのが39%いることがわかりました。また、福祉避難所について、35.3%の人が制度の内容を知らないことがわかりました。

### 【具体的な施策】

災害時の避難を容易にするため、災害時要援護者支援制度の登録を図ります。また、災害時に対する不安を解消するため、福祉避難所等の防災についての周知を図ります。

災害時要援護者支援制度の登録の促進

\*個別支援計画の策定

防災についての周知・広報

\*福祉避難所や防災用具の周知・啓発



## (8) 差別の解消及び権利擁護の推進

### 【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、住まいの確保をはじめとする様々な地域生活の場面において、先入観や偏見、誤解などにより不利益を被り、孤立したり、困難な状況に陥ることのないようにすることが重要です。障がい者アンケートにおいて、「日常生活で差別や偏見、疎外感を感じるか」という問いに対し、「よく感じる」と回答したのが6.7%、「ときどき感じる」と回答したのが16.9%いることがわかりました。

### 【具体的な施策】

障がいのある人の権利を擁護するため「成年後見制度」のを図ります。また、障がい者に対する虐待を防止するため福祉事務所に「杵築市障害者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人への虐待に関する相談、通報を受け、関係機関と連携して、虐待防止に取り組めます。

#### □成年後見制度の利用促進

\*成年後見制度の周知

#### □虐待防止の取組

\*関係機関と連携した虐待対応

\*虐待に対する研修会開催

## 第4節 障がい福祉サービスの利用状況と必要な見込量

### 1 自立支援給付サービス等の利用状況と必要な見込量

障がいのある人の障がい支援区分や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定と自立支援給付(介護給付・訓練等給付等)が行われる全国一律のサービスです。最近の利用状況や相談支援事業所等に寄せられるニーズに応じて、見込量を設定しています。見込量については、各年度3月時点におけるサービス利用量を見込みます。

#### (1) 訪問系サービス

##### ①居宅介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、身体介護や家事援助、通院介助等を行います。

##### ②重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由な人に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動中の介護等総合的な介護を行います。

##### ③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

##### ④行動援護

常時介護が必要な知的障がいや精神障がいのある人が行動する際に、生じ得る危険を避けるための援護、外出時の移動の介護等を行います。

##### ⑤重度障がい者等包括支援

介護の程度が著しく高い障がいのある人に、居宅介護その他障がい福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービスの実績と見込量

【各年3月】

	単位		R3年度実績		R4年度実績		R5年度見込		R6年度見込		R7年度見込		R8年度見込	
	時間分	人分												
居宅介護	時間分	人分	419	36	434	34	430	34	430	34	430	34	430	34
重度訪問介護	時間分	人分	387	3	635	3	640	3	640	3	640	3	640	3
同行援護	時間分	人分	67	7	72	7	70	7	70	7	70	7	70	7
行動援護	時間分	人分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
重度障がい者等包括支援	時間分	人分	240	1	240	1	240	1	240	1	240	1	240	1
合計	時間分	人分	1,114	48	1,382	46	1,381	46	1,381	46	1,381	46	1,381	46

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

### ②自立訓練（機能訓練）

病院を退院もしくは盲・ろう・支援学校を卒業した後、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等が必要な身体障がいの方に対し、リハビリテーションを行います。

### ③自立訓練（生活訓練）

病院や施設を退院、退所、又は盲・ろう・支援学校を卒業した知的障がいや精神障がいの方に対し、地域生活を営む上で必要な生活機能のリハビリテーションを行います。

### ④就労選択支援

障がいを持つ人に対し、希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。

### ⑤就労移行支援

一般企業への就労や在宅での就労を希望する人に対し、一定期間、事業所内や企業における作業や実習、一般就労に必要な知識・能力の養成、適性にあった職場探し、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

### ⑥就労継続支援A型（雇成型）

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で、就労移行支援事業で一般企業の雇用に結びつかなかった人、盲・ろう・支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、一般企業を離職した人、就労経験がある人に、就労や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上等を図る訓練を行います。

### ⑦就労継続支援B型（非雇成型）

就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される人で、就労移行支援事業で一般企業への雇用に結びつかなかった人、一般企業等で就労経験がある人で年齢や体力の面から雇用されることが困難な人、一定の年齢に達している人に就労や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上等を図る訓練を行います。

### ⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生じる生活面での課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整、生活リズム、家計や体調の管理等の支援を一定期間行います。

### ⑨療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をします。

### ⑩短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などの障がい者（児）に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

日中活動系サービスの実績と見込量

【各年3月】

	単位		R3年度実績		R4年度実績		R5年度見込		R6年度見込		R7年度見込		R8年度見込	
	人	分												
生活介護	人	分	1,723	83	1,748	82	1,800	82	1,860	82	1,920	82	1,920	82
自立訓練 (機能訓練)	人	分	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人	分	48	3	54	2	54	2	54	2	54	2	54	2
就労選択支援	人	分							10	1	10	1	10	1
就労移行支援	人	分	22	1	31	2	30	2	30	2	30	2	30	2
就労継続支援 (A型)	人	分	604	29	563	28	560	28	560	28	560	28	560	28
就労継続支援 (B型)	人	分	2,678	143	2,995	159	3,000	160	3,000	160	3,000	160	3,000	160
就労定着支援		人分		2		1		1		1		1		1
療養介護		人分		13		12		12		12		12		12
短期入所 (福祉型)	人	分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所 (医療型)	人	分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人	分	5,075	274	5,392	287	5,445	288	5,515	288	5,575	289	5,635	289

### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者を対象に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補うことで、自立した地域生活を支援します。

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。また、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や便宜を提供します。

#### ③ 施設入所支援

「生活介護」の対象となる常時介護を要する方に対し、夜間の居住の場などを提供します。また、「自立訓練」や「就労移行支援」を受けている方で、単身の生活または通所が困難な人に、夜間の居住の場などを提供します。

居住系サービスの実績と見込量

【各年3月】

	単位	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人分	71	74	78	82	86	90
計	人分	71	74	78	82	86	90
施設入所支援	人分	67	68	67	66	65	64

## (4) 計画相談支援

### ①計画相談支援

課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成とサービス事業者等との連絡調整を行います。また、定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

### ②地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している者又は精神科病院に入院している障がい者、その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に、居住の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

### ③地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談その他必要な支援を行います。

計画相談支援の実績と見込量

【月平均】

	単位	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
計画相談支援	人	73	73	73	73	73	73
地域移行支援	人	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	1	1	1	1

## (5) 障がい児支援に関するサービス

### ①障がい児通所支援

#### \*児童発達支援

未就学児で障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### \*医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に対して、機能訓練又は医療的管理を行います。

#### \*放課後等デイサービス

就学児の学校の授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、障がいのある児童に対し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

#### \*保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある児童に対し、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のために、専門的な支援その他必要な支援を行います。

### ②居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、在宅にて発達支援を行います。

障がい児通所支援の実績と見込量

【人日分：人分】

	R3年度実績		R4年度実績		R5年度見込		R6年度見込		R7年度見込		R8年度見込	
児童発達支援	113	13	164	19	190	24	216	29	242	34	268	39
医療型児童 発達支援	0	0	0	0	0	0	10	1	10	1	10	1
放課後等デイ サービス	1039	59	986	53	1000	50	1000	50	1000	50	1000	50
保育所等 訪問支援	0	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4
居宅訪問型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	10	1	10	1	10	1
合計	1152	72	1150	72	1194	78	1240	85	1266	90	1292	95

## ③障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用する障がいのある児童に対し、障がい児サービス利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

障がい児相談支援の実績と見込量

【月平均】

	単位	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
障がい児相談支援	人	20	23	29	35	41	47

## 2 地域生活支援事業の利用状況と必要な見込量

地域生活支援事業は、地域の特性（地理的な条件や社会資源の状況）や利用者の状況に応じて、各市町村が柔軟に実施をするサービスです。利用状況や相談支援事業所等に寄せられるニーズに応じて、見込量を設定しています。

### (1) 必須事業

#### ①相談支援事業（相談支援機能強化事業）

障がいのある人やその介護者に対して、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導等）、生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行います。

相談支援事業の実績と見込量

	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
委託事業所数（カ所）	3	3	3	4	4	4
相談件数（件）	2,543	3,008	3,000	3,000	3,000	3,000
主な事業所	しらはぎ障がい者生活支援センター、太陽の家障害者生活支援センター 障がい者相談支援センター暁谷苑					
事業実施に関する基本的な考え	相談支援事業専門部会を中核とした相談支援体制の整備に取り組み、一般相談等のサービスの充実を図ります。					

#### ②意思疎通支援事業

聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳者等を派遣します。

意思疎通支援事業の実績と見込量

	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
実利用者数（人）	11	7	11	11	11	11
派遣回数（件）	40	9	50	60	60	60
主な事業所	大分県聴覚障害者協会					
事業実施に関する基本的な考え	杵築地区聴覚障害者協会や大分県聴覚障害者協会と連携して、市役所内に手話通訳者を配置するほか、聴覚障がいのコミュニケーションを支援するため、様々なニーズに応じて支援を行います。					

#### ③成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的、精神障がいのある人に対して制度の利用を支援することで、これら障がいのある人の権利擁護を図ります。また、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行います。杵築市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づいて実施します。

成年後見制度利用支援事業の実績と見込量

	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
実利用者数(人)	0	0	0	2	2	2
事業実施に関する基本的な考え	介護者の高齢化が進んでおり、親亡き後の財産管理や身上監護のため、成年後見制度の啓発と利用促進に取り組みます。					

④日常生活用具給付事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とします。

日常生活用具給付事業の実績と見込量

(単位：件)

支援内容	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
介護・訓練支援用具	0	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	11	3	7	7	7	7
在宅療養等支援用具	4	6	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	2	3	3	3	3	3
排泄管理支援用具	974	970	1,000	1,000	1,000	1,000
住宅改修	1	0	2	2	2	2
事業実施に関する基本的な考え	<input type="checkbox"/> 介護・訓練支援用具 介護負担の軽減や、ADLの維持・向上のための用具を給付します。 <input type="checkbox"/> 自立生活支援用具 日常生活での不便さや困難を解消し、自立生活を支援します。 <input type="checkbox"/> 在宅療養等支援用具 在宅で安心した療養生活を送れるよう、必要な医療機器を給付します。 <input type="checkbox"/> 情報・意思疎通支援用具 それぞれの障がいに応じた用具を給付し、コミュニケーション能力の向上を図ります。 <input type="checkbox"/> 排泄管理支援用具 衛生的な排泄管理が行えるよう、経済的な負担を軽減します。 <input type="checkbox"/> 住宅改修 障がいのある人の居住環境の整備を行い、安全で快適な在宅生活を支援します。					



### ⑤移動支援事業

日常生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動の支援を行います。

移動支援事業の実績と見込量

	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
指定事業所数（カ所）	11	11	11	11	11	11
実利用者数（人）	17	19	21	23	25	27
延利用回数（回）	146	211	210	260	310	360
延利用時間（時間）	361	508	600	700	800	900
主な事業所	杵築市社会福祉協議会、ひまわり、ぼだいじゅ					
事業実施に関する基本的な考え	障がいのある人が、地域での自立生活と社会参加が促進できるよう、幅広いニーズに応じた支援を行います。					

### ⑥地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進等、地域の実情に応じた支援を行う場として、障がいのある人の地域生活支援を行います。

地域活動支援センター事業の実績と見込量

	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
指定事業所数	3	3	3	3	3	3
実利用者数（人）	27	27	27	27	27	27
延利用回数（回）	1,964	1,921	1,900	1,900	1,900	1,900
主な事業所	樹の実園、ゆうわ、三角ベース					
事業実施に関する基本的な考え	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、地域での日常生活を支援します。知的障がいのある人や精神障がいのある人に対する入浴サービスなどの保清の支援に取り組みます。					

## (2) 任意事業

### ①福祉ホーム事業

住居を求めている障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、地域生活の支援を行います。

福祉ホーム事業の実績と見込量

	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
指定事業所数	1	1	1	1	1	1
実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
主な事業所	大神ハイツ(太陽の家)					
事業実施に関する基本的な考え	身体障がい者が安心して日常生活が送れるよう、バリアフリー住宅の提供に取り組めます。					

### ②日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保すると同時に、日常的に介護している家族の一時的な休息や、その家族の就業を応援します。

日中一時支援事業の実績と見込量

	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
指定事業所	8	8	8	8	8	8
実利用者数(人)	0	0	8	8	8	8
延べ利用回数(回)	0	0	500	500	500	500
主な事業所	白萩園、プリンちゃん、第二みのり学園、白百合園、西別府病院、めじろ園					
事業実施に関する基本的な考え	障がいのある人の日中活動の場を確保し、介護者等の負担を軽減します。					

### (3) その他の事業

#### ①手話講習会開催助成事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

手話講習会開催助成事業の実績と見込量

	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
実利用者数(人)	20	14	10	10	10	10
主な事業所	大分県聴覚障害者協会					
事業実施に関する基本的な考え	修了した手話奉仕員の派遣登録を促し、手話奉仕活動を応援します。					

#### ②自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成します。

自動車運転免許取得及び自動車改造の実績と見込量

	R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込	R6年度見込	R7年度見込	R8年度見込
実利用者数(人)	1	1	2	2	2	2
運転免許取得	0	0	1	1	1	1
自動車改造	1	1	1	1	1	1
事業実施に関する基本的な考え	障がいのある人の移動手段として、自動車運転は社会生活の幅を広げるものであり、積極的な支援を行います。					

## 第5節 成果目標（令和8年度）とその施策

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者が、自宅、アパート、グループホーム等で暮らせるよう、その地域での日常生活の支援を行います。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数 (A)	68人	
【目標値】 入所施設からの地域生活移行者 数(B)	8人	4人(A×6%) + 4人(第6期末達成割合)
【目標値】 施設入所者の削減数(C)	4人	3人(A×5%) + 1人〔第6期末達成割合〕
令和8年度末時点の入所者数 (D)	64人	(A) - (C)

#### 第7期の考え方と目標

##### 【目標値設定に関する国の基本指針】

目標値の設定については、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。施設入所者の削減については、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とする。

なお、令和5年度末において、第6期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

##### 【本市の考え方】

地域移行者数については、第6期目標値(4人)に対し、令和5年度末見込みで、移行者がいないため、第7期に第6期末達成割合を加算する。

施設入所者数については、第6期目標値(66人)に対し、令和5年度末見込みで67人で目標を達成できていないため、第7期に第6期末達成割合を加算する。

地域移行を目指すには、入所者の地域移行の意向を確認した上で、地域での日常生活を送るための見守りや相談等のソフト面での支援と、居住施設などのハード面での支援の充実が必要不可欠です。自立生活援助や地域定着支援などのサービスを活用して、地域移行の意向確認を行いつつ、市内のグループホームやショートステイの整備を働きかけていきます。

## 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムに向けて、市や東部圏域にて、医療機関、地域援助事業者、市などとの重層的な連携による支援体制を構築します。

項目	数値	備考
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1 か所	市及び東部圏域内で設置

### 第7期の考え方と目標

#### 【目標値設定に関する国の基本指針】

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

- ・精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

#### 【本市の考え方】

本市の多世代地域包括ケアの一つとして実施する重層的支援会議を活用して、精神障がい者等の支援プランについて課題を抽出し、その解決に向けた助言等、意見交換を行い、適切な支援に結び付けます。

また、東部圏域においても、保健や医療機関との情報共有を図り、早期退院に向けた連携を強化するとともに、精神障がい者の居住や地域生活での課題の解決に取り組みます。また精神障がい者の増加とともに、ひきこもりなどで地域から孤立した若者が顕在化しています。日常生活能力の習得、就労などの社会参加へのアプローチとその習慣化や定着に向けた補完的支援を、保健、医療、福祉の分野で包括的に行います。また、精神障がい者家族会とも連携し、地域の住民の理解と支え合いのもとで安心して暮らせるような地域社会の実現を目指します。

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の、地域生活の移行支援及び地域生活支援、高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点を整備します。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の拠点カ所数	0カ所	
<b>【目標値】</b> 令和8年度末時点の拠点カ所数	1カ所	

また、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の把握、支援体制の整備を図るため、重層的支援会議を活用します。

#### 第7期の考え方と目標

##### 【目標値設定に関する国の基本指針】

令和8年度末までの間、各市町村に地域生活支援拠点等を整備しつ、コーディネーターや、障がい福祉サービス担当者、支援ネットワークの効果的な支援体制、緊急時の連絡体制の構築を進める。また、その機能の充実のため、支援の実績等を踏まえ、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の把握、支援体制の整備を図るため、状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

##### 【本市の考え方】

障がい者に限らず、高齢者やひきこもりなど多世代にわたり、地域生活を支援する全世代支援センター「まるっと」を中心に、地域生活支援拠点をします。

地域生活支援拠点の機能として、(1)相談 (2)体験の機会・場 (3)緊急時の受入・対応 (4)専門的人材の確保・養成 (5)地域の体制づくりが必要とされていますが、相談については、社会福祉協議会並びに市内の委託相談支援事業所(3事業所)が行なっています。体験の機会・場については、「親亡き後」の知的障がい者や精神障がい者への支援を中心に、日常生活能力の向上に向けた訓練施設が必要であると考えます。緊急時の受入・対応については、高齢者や児童への虐待など様々な緊急時に対応した体制が必要とされます。今後は、多世代にわたり必要な機能を組み合わせ、全世代に対応した地域生活支援拠点の整備を目指します。

また、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の把握に努め、重層的支援会議を活用し、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の整備を行います。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者を中心に、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進していきます。

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数 (A)	4人	
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者	5人	5人 (A×1.28) + 0人 (第6期末達成割合)

項目		数値	数値説明
①一般就労移行者のうち就労移行支援事業利用者数	令和3年度末 (B)	0人	
	【目標値】 令和8年度末	1人	(B) ×1.31
②就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所	令和3年度末 (B)	0	
	【目標値】 令和8年度末	1事業所	2事業所×5割
③一般就労移行者のうち就労継続支援A型利用者数	令和3年度末 (C)	1人	
	【目標値】 令和8年度末	1人	(C) ×1.29
④一般就労移行者のうち就労継続支援B型利用者数	令和3年度末 (D)	3人	
	【目標値】 令和8年度末	4人	(D) ×1.23
⑤就労定着支援の利用者数	令和3年度末 (E)	3	
	【目標値】 令和8年度末	4	(E) ×1.41
⑥就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所	令和3年度末	—	管内に事業所無し
	【目標値】 令和8年度末	1事業所	

## 第7期の考え方と目標

### 【目標値設定に関する国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、以下の内容を基本とする。

- ・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上。
- ・就労移行支援事業において、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上。
- ・就労移行支援事業の就労移行率について、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上。
- ・就労継続支援A型事業において、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上。
- ・就労継続支援B型事業において、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上。
- ・就労定着支援事業について、令和3年度の利用者数の1.41倍以上。
- ・就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすること。

また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

### 【本市の考え方】

- ・一般就労移行者数を、令和3年度末における利用者数の1.28倍以上を目標とします。
- ・令和8年度末までに、一般就労移行者のうちの、就労支援事業利用者の利用者数を下記の通り目標とします。
  - ① 就労移行支援事業の利用者数を令和3年度末における利用者数の1.31倍以上増加。
  - ② 就労継続支援A型事業所の利用者数を令和3年度末における利用者数の1.29倍以上増加。
  - ③ 就労継続支援B型事業所の利用者数を令和3年度末における利用者数の1.23倍以上増加。
- ・令和8年度末までに、就労定着支援の利用者数を、令和3年度末における利用者数の1.41倍増加を目標とします。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを目標とします。

また、杵築市地域自立支援協議会の中で就労支援部会を設置し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制を構築します。



## 5 障がい児支援の地域支援体制の整備等

### (第3期 障がい児福祉計画)

児童発達支援センターを中核に、障がい児通所支援等のサービスの整備とその質の向上を図るとともに、受入が困難である重症心身障がい児や医療的ケア児の支援体制について関係機関と協議していきます。

項目		数値	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和4年度末	0カ所	東部障がい福祉圏域内
	【目標値】 令和8年度末	1カ所	

#### 第3期の考え方と目標

##### 【目標値設定に関する国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置でも差し支えない。

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援を活用し、令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。

令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保でも差し支えない。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。

##### 【本市の考え方】

児童発達支援センターは東部圏域にて既に開設されており、保育所等訪問支援体制についても確保されています。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所で、重症心身障がい児の受入体制ができていない事業所は東部圏域にはありません。別府発達医療センターのほか一部の事業所で児童の障がいの程度に応じて受け入れておりますが、今後、市民のニーズがあれば、当該センターの他、西別府病院（日中一時支援事業）などの医療機関が併設した事業所に

対して受入体制の整備を働きかけることが求められます。また、医療的ケア児も含めて個別のケースごとに、重層的支援会議や協議会（こども支援部会）を通じて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図り、支援策を講じていきます。また、必要に応じて市内委託相談支援事業所のコーディネーターと連携していきます。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### 【目標値設定に関する国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、同センターが、地域の相談支援体制の強化を図る体制の強化を図ることを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実行性のあるものとするため、協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組と体制整備を行うことを基本とする。

### 【本市の考え方】

本市では、すでに基幹相談支援センターとして、杵築市社会福祉協議会「まるっと」を設置済みです。また、地域自立支援協議会の下部組織として、相談支援事業専門部会を設置済みです。今後も、「まるっと」と専門部会が関係機関と連携していきます。

## 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

### 【目標値設定に関する国の基本指針】

都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくために、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### 【本市の考え方】

国の指針を踏まえ、障害者総合支援法の具体的内容を理解するために、県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修会へ参加します。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。

## 第6節 資料編

### 1 用語解説

あ行	
インクルージョン（包含）	障がい者といった属性に限定せず、個々の障がいや特性を受け入れて共生していくことができる社会の構築を目指す。
インフォーマルサービス	家族をはじめ地域社会やボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のものを指す。
か行	
グループホーム	高齢者や障がい者が少人数（5～10人程度）で共同生活を営む住居，およびその形態。地域社会になじみながら家庭と似た環境で暮らすことができるのが特徴。知的障害者の集合住居だけではなく，認知症の高齢者，精神障がい者，身体障がい者など生活における支援・補助を必要とする人々が，専門職員による介護を受けながら日常生活を送るための住まい。
杵築市障がい者福祉計画	障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として位置づけられるもの。杵築市における障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を図るための供給見込み量や確保策を定める計画。
杵築市総合計画	杵築市が行う事務処理について、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めるもの。地方自治法第2条第4項に規定による。
杵築市地域福祉計画	社会福祉法第107条の規定に基づき、杵築市における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項や社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項等を定めるもの。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。
均てん化	全国どこでも標準的な医療やサービス等が受けられるよう、医療技術等の格差の是正を図ること。
高次脳機能障害	脳血管障害や頭部外傷などによる脳損傷に起因する神経・知的機能障害。特徴的なものに、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがあり、自分自身の障がい自体を認識できないことも多い。そのほか失語、失行、失認なども含まれる。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。

さ行	
児童福祉法	児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律。昭和23年施行。
災害時要援護者支援制度	災害時に避難の手助けが必要な高齢者等を登録し、市関係機関や消防などと情報を共有する制度。
自立支援医療（制度）	精神疾患や特定の身体障がいなどで通院による治療を続ける場合に、医療費の自己負担を軽減する制度。
社会的障壁	障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。
住民自治協議会	人口減少・少子高齢化に対応するため、概ね小学校区域で地域住民と様々な機能をもった団体が、参画・協力して地域課題を解決する地縁型（地域の縁でつながっている）の地域住民団体。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、障がい者の福祉増進を目的として制定された法律。昭和45年施行。平成23年一部改正。
障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法（平成24年10月施行）に基づき、全国の市町村に障がい者虐待に関する相談窓口として設置された。障がい者本人や養護者、周囲の人からの障がい者虐待に関する疑問や悩みなど、様々な相談を受け付ける。また、家庭や職場、障害者福祉施設などの様々な場で、障がい者虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けている障がい者本人からの届出を電話や窓口などで受け付ける。
障害者総合支援法	主な目的は、障害者福祉サービスに対する給付・障害者の生活支援の充実・障害者の安全な生活の実現。障害者自立支援法が一部改正され、平成25年4月に名称を「障害者総合支援法」に変更した。
障害者優先調達推進法	障がい者の経済的な自立を促すため、平成24年4月に施行された。障害者就労施設などへ優先的、積極的に、物品や業務を発注する努力を求めている。
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、障がいのある方が地域で自立した生活を送るためのサービス。入浴介助や食事準備、通院等外出時の付き添いや就労訓練など。
成年後見制度	知的障がい者・精神障がい者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。

た行	
地域資源	自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。
統合失調症	精神障がいのひとつで病因は今なお不明。多くは青年期に発病し、感情の鈍麻・自閉症状・意志の減退・奇妙な行動・幻覚・妄想などを示すが、症状の現れ方や経過は複雑で多様。精神分裂病から改称。
特定疾患（指定難病）	原因不明、治療法未確立で、後遺症のおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、家族の経済的・人的・精神的負担が大きい疾病として厚生労働省が指定した病気。
特別支援教育	障がいのある児童生徒に対して、その1人1人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるように、必要な支援を行う教育。
な行	
ノーマライゼーション	高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。
は行	
バリアフリー化	障がいのある人が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。
ピアカウンセリング	ピアは仲間の意で、同じ職業や障がいがあるなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリング。
福祉避難所	災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。
ホームヘルパー	在宅で福祉の援助を必要とする高齢者や障がい者のもとに派遣されて家事・介護を行う者。養成研修制度があり一級から三級までの資格が認定される。

## 2 計画策定専門部会 名簿

### 令和4年度 計画策定専門部会 名簿

	所 属	職名	委員名
1	社会福祉法人博愛会 住吉浜リゾートパーク	園 長	釘 宮 浩 三
2	社会福祉法人みのり村 白萩園	施設長	川 崎 郁 子
3	特定非営利活動法人 道しるべ	代 表	矢 守 和 枝
4	大分県精神保健福祉会 日出ひので会	会 長	藤 波 志 郎
5	社会福祉法人杵築速見のぞみ会 「樹の実園」	園 長	小 野 落 周

### 3 地域自立支援協議会 名簿

## 令和5年度 杵築市地域自立支援協議会 委員名簿

	所 属	職名	委員名
1	社会福祉法人博愛会 住吉浜リゾートパーク	園 長	釘宮 浩三
2	杵築市身体障がい者福祉協会	会 長	藤本 治郎
3	社会福祉法人 杵築市社会福祉協議会	事務局長	江藤 修
4	大分県立日出支援学校	校 長	坂本 忠史
5	速見郡杵築市医師会	精神科医	熊本 庄二郎
6	社会福祉法人みのり村 白萩園	施設長	川崎 郁子
7	障がい者就業・生活支援センターたいよう	センター長	奥武 あかね
8	杵築市民生児童委員協議会	会 長	阿部 秀夫
9	障がい児家族会わいわい	代 表	宮崎 亜紀
10	特定非営利活動法人 道しるべ	代 表	矢守 和枝
11	大分県精神保健福祉会 日出ひので会	会 長	藤波 志郎
12	社会福祉法人杵築速見のぞみ会「樹の実園」	園 長	小野落 周